

一定の症状の内容

1. 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合

次の①～③のいずれかの症状を呈していること。

症状	備考（対象とする家畜伝染病）
① 次のいずれにも該当すること。 イ 摂氏 39.0 度以上の発熱があること。 □ 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があること。 ハ 口腔内等（※）に水疱等（※）があること。 ※ 鹿の場合は、イ・ハに該当すること。	
② 同一の畜房内（1の畜房につき1の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。	□ 蹄疫
③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1の畜房につき1の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。 ※ ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等□蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。	

※ 口腔内等…口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房

※ 水疱等…水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。）

▼牛の症状

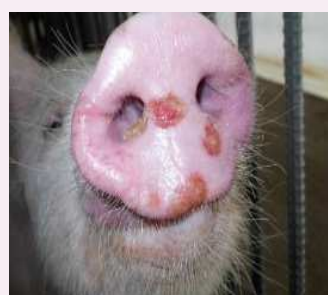


泡沫性流涎



口腔内水泡

▼豚の症状



鼻部のびらん



乳房のびらん